

障害福祉サービスなどの変更

4月1日(火)から、障害福祉施策の一部が次のとおり変更になります。問い合わせ先 障害福祉課 ☎27・9981 番、FAX 26・1767番

障害福祉課

- **障害者総合支援法の一部変更**
 ① **重度訪問介護の対象拡大**
 重度の知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障害のある人
 ● **地域移行支援の対象拡大**
 保護施設(救護施設・更生施設など)に入所している障害のある人
 ▼ 矯正施設など(刑事施設・少年院など)に入所している障害のある人
 ● **ケアホームのグループホームへの一元化**
 ▼ 事業所が介護の提供を行う型
 ▼ 外部の居宅介護事業者に介護の提供を委託する型
 その他、サテライト型住居が創設されます。
 ● **障害支援区分へ変更**
 これまでの障害程度区分から障害福祉サービスの必要性のため、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて、標準的な支援の度合



- ③ **重度障害のある人の地域生活の支援の充実**
 ● **重症心身障害者の通園施設運営費補助**
 支援員特別配置等経費(特に濃厚な医療的ケアが必要な利用者への支援)
 ● **在宅重度障害者等支援**
 強度行動障害者対応短期入所人員配置加算(強度行動障害のある人が、短期入所を利用しやすくなるように、一定の条件を満たす短期入所事業所に対して、報酬加算を行うもの)を追加
 ● **軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の購入費や修理費の一部を助成**
 身体障害者手帳の交付対象とならない児童(軽度・中等度難聴児)に、医学的意見をもとに、補聴器の購入費や修理費の一部を助成する事業を開始
 ● **消費税率の引き上げによる日常生活用具給付にかかる**

- 一部用具の基準額の変更
 ● **該当する生活用具(一部)**
 特殊マット、訓練いす、訓練用ベッド、便器、T字杖、移動・移乗支援用具、特殊便器、自動消火器、電磁調理器、透析液加温器、ネプライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、ストーマ装具、紙おむつなど
 ● **移動支援で、身体障害、知的障害・精神障害外出介護の4時間超の単価設定と、発達障害のある人へ利用対象者を拡大**
 ● **個別支援の単価**
 ▼ 30分～4時間以内(変更なし)
 ▼ 4時間を超えする場合 30分ごと(8500円加算)
 ● **利用対象者の拡大**
 発達障害者その他の障害者であって、市長が利用を適当と認める人(日中一時支援事業の利用者に限る。65歳以上の介護保険サービス利用対象者を除く)
 ● **心臓ペースメーカーや人工関節などを入れた人に対する身体障害者手帳の認定基準の変更(4月1日以降の申請から)**
 ● **ペースメーカーなどを入れた人(心臓機能障害)**

特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当制度のお知らせ

障害福祉課

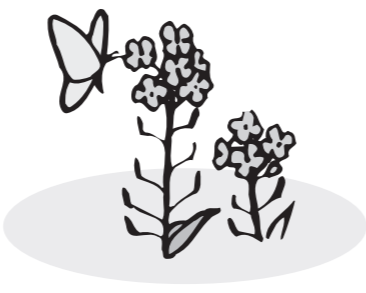
「特別児童扶養手当」は、対象者に4か月に1回手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。「特別障害者手当」「障害児福祉手当」は、対象者に3か月に1回手当を支給し、負担の軽減を図ることを目的としています。
各手当額 法律の規定に基づき、支給額が改定されます(下表のとおり)。



	3月分まで(月額)	4月分から(月額)
特別児童扶養手当	1級(重度障害)50,500円	1級(重度障害)49,900円
	2級(中度障害)33,330円	2級(中度障害)33,230円
障害児福祉手当	14,180円	14,140円
特別障害者手当	26,080円	26,000円
福祉手当(経過措置)	14,180円	14,140円

特別障害者手当 20歳以上で重度の重複障害があり、常時特別な介護を必要とする状態にあるか、絶対安静を必要とする人(施設入所したり、3か月以上入院したりする対象外になります)
障害児福祉手当 20歳未満で重度の障害のため、日常生活

特別障害者手当、障害児福祉手当 本人、配偶者、同じ世帯での最多の収入者(扶養義務者)の所得が、いずれも定められた限度額の範囲内であることが必要です。
 ※毎年8月に、所得状況等支給要件の調査を行います。
申請・問い合わせ先 障害福祉課 ☎27・9981番、FAX 26・1767番
心身障害者の社会参加のためにタクシー運賃・自動車燃料費を助成
障害福祉課
 重度の障害がある人の積極的な社会参加を促進するため、タクシー運賃または自動車燃料費の助成券を交付します。申請が必要です。
タクシー運賃の助成額 年額1万2千円(5000円×



自動車の燃費の助成額 24枚
 年額6千円(3000円×20枚)
対象 次の①～③のいずれかに該当し、障害者支援施設や老人福祉施設、介護保険施設などに入所していない人で、市民税所得割額(平成25年度課税)が16万円未満の人
 ① 身体障害者手帳1級または2級の所持者で、次のいずれかの障害のある人
 ▼ 肢体不自由障害のうち下肢障害、体幹機能障害または移動機能障害
 ▼ 視覚障害
 ▼ 内部障害(免疫機能障害を含む)
 ② 療育手帳A1またはA2の所持者

総合住宅リフォーム
 住まいのことなら何でもおまかせ!!
 屋根・外装 塗装 月々 **5,000円**～ (ローン有)
 (株)三共
 【本社】彦根市和田町41-11
 【支店】近江八幡市十王町339-6-102
0120-272-852
 株式会社三共は、京都サンガF.C.のオフィシャルスポンサーです

③ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の所持者
 ※自動車燃料費の助成は、本人または本人と生計が同じ家族が、自動車所有し運転する場合に限ります。
受付開始日 4月1日(必)
持ち物 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、印鑑
 ※自動車燃料費の助成には、自動車のナンバーを確認しますので、車検証をお持ちください。
申請・問い合わせ先 障害福祉課 ☎27・9981番、FAX 26・1767番
意見公募手続制度
結果のお知らせ
 湖東圏域地域公共交通総合連携計画(第二次計画)(素案)

意見の件数	3件
案の修正を行うもの	0件
案の修正を行わないもの	3件

問い合わせ先 困交通対策課 ☎30-6134、FAX 24-8517